

議 案 第 5 0 号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条ただし書中「平成14年法律第153号」を「平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第16条中「個人番号カード」を「個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に、「民間事業者が設置する端末機」を「端末機」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明の申請等を開始することに伴い、必要な事項を定めるため、本案を提出する。